

公表様式（第 12 条関係）

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上 1-1-2

2 指名停止措置期間

旧 令和 6 年 6 月 6 日から令和 6 年 9 月 5 日まで（3 ヶ月）

新 令和 6 年 6 月 6 日から令和 6 年 7 月 10 日まで（1.5 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲

壬生町が発注する工事等

4 概要 及び 5 指名停止措置理由

独占禁止法第 3 条の規定に違反し、令和 6 年 5 月 30 日独占禁止法第 7 条第 2 項の規定に基づき公正取引委員会から排除措置命令を受けたことにより、壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 の 4 のウに該当し、3 カ月の指名停止としたが、課徴金減免が適用されていたため、期間を短縮するものである。

〔指名停止等措置要領別表第 2 の 4〕

措 置 要 件	期 間
（独占禁止法違反行為）	
4 次の場合において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から
ア 町工事等にかかる違反行為	6 ヶ月以上 24 ヶ月以内
イ 本県内における工事等にかかる違反行為（上記アに掲げる場合を除く。）	5 ヶ月以上 18 ヶ月以内
ウ 上記ア及びイ以外の工事等にかかる違反行為	3 ヶ月以上 12 ヶ月以内